

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和8年5月27日
松山河川国道事務所
愛媛県
松山地方気象台

重信川水系石手川の洪水予報の開始について

松山河川国道事務所、愛媛県及び松山地方気象台は、重信川水系石手川において、大雨により河川が氾濫するおそれがあるときに早めの避難行動に活用していただくため、洪水予報*の運用を5月29日から開始します。

当該河川の洪水予報は、国土交通省管理区間及び愛媛県管理区間を三者が共同して発表します。

※大雨により河川が氾濫するおそれがあるときに発表する防災気象情報です。令和8年5月29日からは河川氾濫に関する情報として、「レベル4 氾濫危険警報」等の名称で発表します。

1 新たに洪水予報を行う区間

水系名	予報区域名	河川名	実施区間	洪水予報基準地点
重信川	石手川	石手川	左岸：愛媛県松山市高野町（市之井手橋）から 幹川合流点まで 右岸：愛媛県松山市溝辺町（市之井手橋）から 幹川合流点まで	湯渡水位観測所

詳細は別図参照

2 洪水予報運用開始日

令和8年5月29日（金）

なお、運用開始の前日28日（木）13時頃から情報発表システムの切替作業を行います。システム切替以降、当該区間において発表基準に達した場合は、洪水予報を発表します。

3 期待される効果

これまで実況水位を防災機関（松山市など）に伝達していましたが、これからは6時間先までの予測水位情報を活用した洪水予報を伝達することで、早期の避難行動が可能となります。

防災機関にはメール等で情報伝達するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオを通じて住民のみなさんへお伝えします。

また、以下のホームページ等でも発表中の洪水予報を確認することができます。

(国土交通省ホームページ) <https://www.river.go.jp/index>
(気象庁ホームページ) <https://www.jma.go.jp/bosai/flood/>

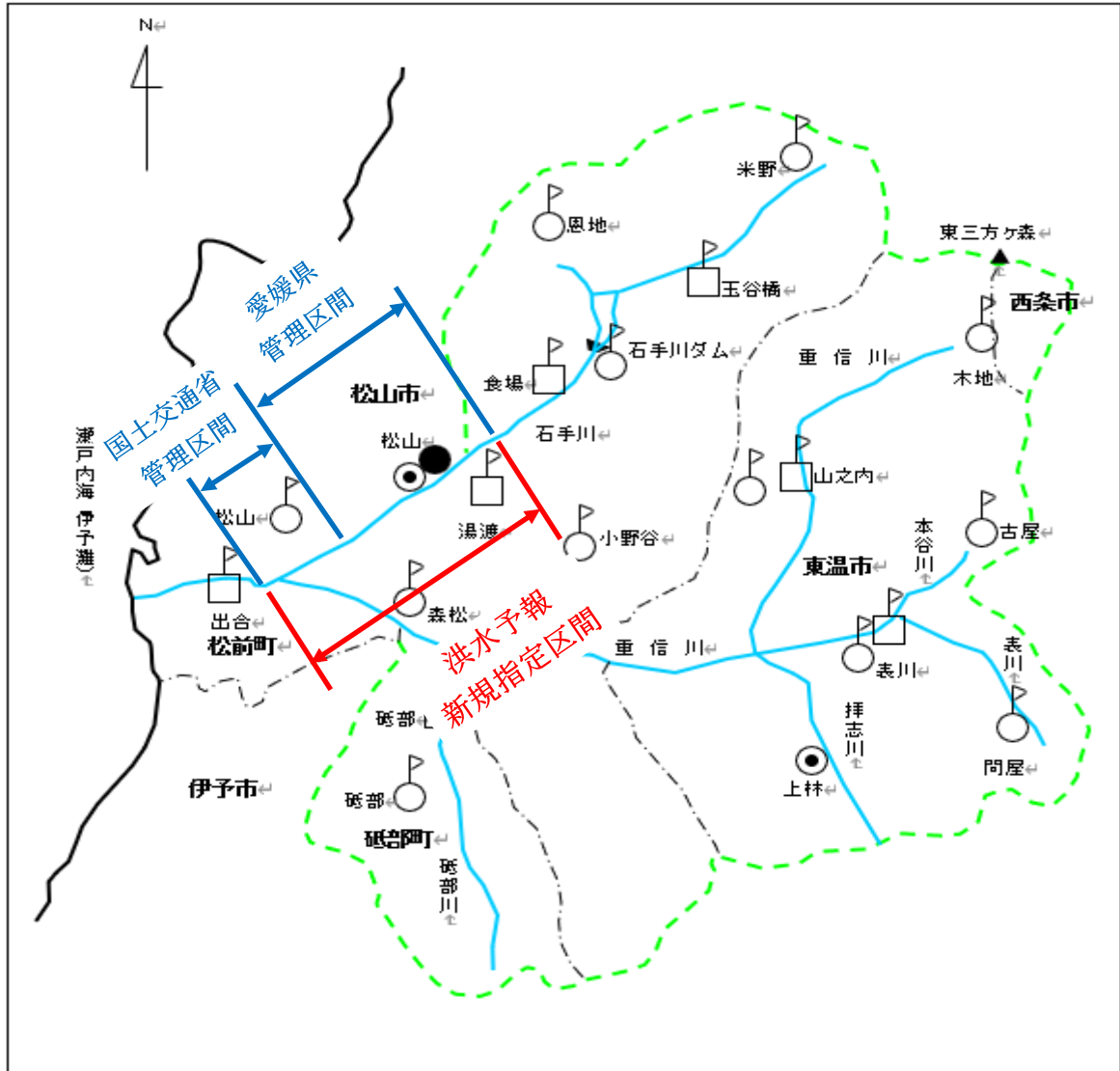
4 洪水予報が発表されたら

洪水予報が発表されたら、市町からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

問合せ先：松山河川国道事務所工務第一課	森田	(089) 972-0206
愛媛県土木部河川港湾局河川課	小林	(089) 912-2672
松山地方気象台	片岡	(089) 933-3610

別図

新たに洪水予報を行う区間



凡例	
□	水位観測所
○	雨量 // (国土交通省)
●	雨量 // (気象台)
●	雨量 // (愛媛県)